

千葉県総合スポーツセンター

施設・設備維持管理業務仕様書

1	トレーニングルームの業務	1
2	測定相談事業の業務	1
3	施設・設備維持管理業務	1
	(1)設備運転管理業務	1
	(2)空調設備保守点検業務	1
	(3)法令に基づく定期検査、定期調査及び定期点検	1
	(4)測定機器、表示盤類点検	2
	(5)施設・設備維持管理業務仕様書	2
	(6)設備概要 ①～⑰	3～29
	「別添 1」トレーニングルーム機器保守点検業務仕様書	30
	「別添 2」測定相談運営業務仕様書	31～33
	「別添 3」測定機器保守点検業務仕様書	34
	「別添 4」警備業務仕様書	35～36
	「別添 5」施設清掃等業務仕様書	37～39
	「別添 6」場内清掃等業務仕様書	40～41
	「別添 7」エレベーター保守点検業務仕様書	42～46
	「別添 8」硬式野球場スコアボード点検業務委託	47～54
	「別添 9」陸上競技場写真判定装置等保守点検業務	55
	「別添 10」スポーツ科学センター自動ドア保守点検業務仕様書	56
	「別添 11」非常通報装置保守点検業務仕様書	57
	「別添 12」スポーツ科学センター電話交換設備保守点検業務仕様書	58
	構内電話交換設備(スポ科除く)保守点検業務仕様書	58
	「別添 13」宿泊研修所空調設備保守点検業務	59～60
	「別添 14」受水槽清掃仕様書	61
	「別添 15」消防設備点検等業務仕様書	62～63
	「別添 16」武道館空調設備保守点検業務	64
	「別添 17」硬式野球場空調設備保守点検業務	65
	「別添 18」硬式野球場照明鉄塔劣化調査点検業務	66～69
	「別添 19」加圧給水ユニット保守点検業務	70～74
	「別添 20」音響設備保守点検業務	75～77
	「別添 21」庭球場クラブハウス空調設備保守点検業務	78

1 トレーニングルームの業務

(1) トレーニングルームの管理基準

業務内容については、千葉県総合スポーツセンター管理業務等仕様書 3-(2)-①-シによるが、トレーニング機器の保守点検は、「別添1」による。

2 測定相談事業の業務

(1) 測定相談の運営基準

業務内容については、千葉県総合スポーツセンター管理業務等仕様書 3-(1)-③-オによるが、測定種目等は、「別添2」による。

(2) 測定室の管理基準

業務内容については、千葉県総合スポーツセンター管理業務等仕様書 3-(2)-①-スによるが、測定機器の保守点検は、「別添3」による。

3 施設・設備維持管理業務

(1) 設備運転管理業務

指定管理者は、利用者が総合スポーツセンターを安全にかつ安心して利用できるよう、施設、設備及び備品等について、次に掲げる項目に基づき適切に管理する。

- ① ア 日常業務（運転、監視等）計画書の作成
イ 月間、年間業務（点検、整備、測定等）計画書の作成
ウ 関係官公庁への諸届出、結果報告等
エ 関係官公庁の検査等の立会等
- ② ア 設備等の安全運転の実施
イ 監視、巡回等による異常状況の早期発見と安全対策の実施
ウ 緊急時の迅速かつ適切な対応
- ③ 日常的、定期的な清掃、点検、整備等の実施
- ④ ア 日常運転日誌等の作成
イ 各種点検結果、測定記録の保存
ウ 修繕、廃棄等の記録の保存

(2) 空調設備保守点検業務

- ① 空調設備を常時良好な状態に維持し円滑な運転ができるようにする。
また、安全かつ経済的運転を心がけ、故障時の早期発見・事故の未然防止に努める。
- ② 経年使用による消耗部品の修理・交換をする他、不良箇所が発見された場合、速やかに必要な措置をする。
- ③ 年2回保守点検を実施する。
- ④ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律及び第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き（環境省 経済産業省）に基づき適正に点検を行う。
- ⑤ 清掃時に機能確認等の点検を行う。

(3) 法令に基づく定期検査、定期調査及び定期点検

- ① 消防法第17条3の3に基づき、機器点検及び機器総合点検をそれぞれ年1回実施する。

- ② 消防法第8条2の2に基づき、防火対象施設の点検を年1回実施する。
- ③ 小規模水道条例に基づき、受水槽の清掃及び水質検査、並びに蛇口から採取した水の水質検査を年1回実施する。
- ④ エレベーターは、月1回保守点検を行うと共に、建築基準法に基づいた定期点検を年1回行う。
- ⑤ 建築基準法に基づき、3年に1回定期調査を行う。（令和5年度実施）
（野球場、陸上競技場、武道館、体育館、大駐車場、スポーツ科学センター、宿泊研修所）
- ⑥ ⑤の建築物のエレベーターを除く建築設備は、建築基準法に基づいた定期点検を年1回行う。

(4) 測定機器、表示盤類点検

- ① 写真判定装置等電子機器（陸上競技場・第2陸上競技場）
- ② スコアボード表示装置一式（硬式野球場）
- ③ 得点表示盤（体育館）
- ④ ハードル・砲丸等検定を要する用具（陸上競技場・第2陸上競技場）

(5) 施設・設備維持管理業務仕様書

- ① 警備業務仕様書……………「別添 4」による
- ② 施設清掃等業務仕様書……………「別添 5」による
- ③ 場内清掃等業務仕様書……………「別添 6」による
- ④ エレベーター保守点検業務仕様書……………「別添 7」による
- ⑤ 硬式野球場スコアボード点検業務仕様書……………「別添 8」による
- ⑥ 陸上競技場写真判定装置等保守点検業務仕様書……………「別添 9」による
- ⑦ スポーツ科学センター自動ドア保守点検業務仕様書……………「別添10」による
- ⑧ 非常通報装置保守点検業務仕様書……………「別添11」による
- ⑨ スポーツ科学センター電話交換設備保守点検業務仕様書……………「別添12」による
- ⑩ 構内電話交換設備(スポ科除く)保守点検業務仕様書……………「別添12」による
- ⑪ 宿泊研修所空調設備保守点検業務仕様書……………「別添13」による
- ⑫ 受水槽清掃仕様書……………「別添14」による
- ⑬ 消防設備点検等業務仕様書……………「別添15」による
- ⑭ 武道館空調設備保守点検業務……………「別添16」による
- ⑮ 硬式野球場空調設備保守点検業務……………「別添17」による
- ⑯ 硬式野球場照明鉄塔劣化調査点検業務……………「別添18」による
- ⑰ 加圧給水ユニット保守点検業務……………「別添19」による
- ⑱ 音響設備保守点検業務……………「別添20」による
- ⑲ 庭球場クラブハウス空調設備保守点検業務……………「別添21」による

(6) 設備概要

- ① 総合受電所
- ② 給水塔
- ③ 硬式野球場
- ④ 軟式野球場
- ⑤ ソフトボール場
- ⑥ 陸上競技場
- ⑦ 武道館
- ⑧ 体育館
- ⑨ サッカー・ラグビー場
- ⑩ 庭球場
- ⑪ 第二陸上競技場
- ⑫ 弓道場
- ⑬ 宿泊研修所
- ⑭ スポーツ科学センター
- ⑮ 公園
- ⑯ 大駐車場
- ⑰ 相撲場

(6) 設備概要

① 総合受電所

	項 目	仕 様
電 気 設 備	契約電力	・ 593 kw
	設備容量	・ 1φ 50 kVA
	受電電圧	・ 6.6 kV
	引込開閉器	・ 方向性 SOG 型 UGS (本線) 1台 ・ 方向性 SOG 型 PAS (予備線) 1台
	高压受変電設備	・ 真空遮断器 7.2KV 600A 2台 ・ 過電流継電器 静止型 11台 ・ 地絡継電器 静止型 10台 ・ 高压コンデンサー 油入り 3台 ・ 開閉器 高压コンデンサー用 2台 ・ 避雷器 8.4kV 2500A 2台
	配電盤設備	・ 変圧器 電灯用 50kVA 1台 動力用 (休止) 50kVA 1台
	低压盤	・ 低压電灯盤 1面
	屋外電源供給施設	・ 電灯用 第二陸上競技場 (司令室、倉庫、音響装置) 体育館脇便所 防犯灯 14 灯 (水銀灯 400W、300W) 時計塔 (3面) 1 式 案内板 1 面
消 防 設 備	消火器	2本

② 給水塔

項 目		仕 様			
電 気 設 備	二次変電設備	・真空遮断器	7. 2kV	400A	1台
		・過電流継電器	静止型		1台
	配電盤設備	・変圧器	電灯用	10KVA	1台
			動力用	50KVA	1台
動力用			150KVA	1台	
低圧盤	・低圧電灯盤			1面	
	・低圧動力盤			1面	
屋外電源供給施設	・電灯用	防犯灯	水銀灯	400W	12灯
			角4HF	400W	1灯
		・動力用	加圧ポンプユニット		1式
			噴水制御盤（未使用）		1面
	・案内板			1面	
消 防 設 備	消火器				1本
	・屋内消火栓ポンプ 設備	・加圧送水装置			1台
		・ポンプ操作盤			1面
		・呼水装置			一式
		・始動装置			一式
		・蓄電池設備			一式

③ 硬式野球場

項目	仕	様	
電気設備	二次変電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・真空遮断機 7. 2kV 600A 1台 ・過電流継電器 静止型 1個 	
	配電盤設備	<ul style="list-style-type: none"> ・変圧器 電灯用 75kVA 1台 電灯用 100kVA 1台 動力用 100kVA 1台 動力用 200kVA 1台 動力用 300kVA 1台 	
		低圧盤	<ul style="list-style-type: none"> ・低圧電灯盤 9面 ・低圧動力盤 6面
		スコアボード	<ul style="list-style-type: none"> ・大型映像スコアボードLED表示システム 1面 ・入力装置 1式
		屋外電源供給施設	<ul style="list-style-type: none"> ・電灯用 硬式野球場脇便所 防犯灯 15灯 (水銀灯 400W) 1灯 (水銀灯 400W×3)
		弱電設備	・構内電話設備、一般放送設備、テレビ設備、エレベーター、自動ドア
空調設備	個別冷暖房方式	・電気ヒートポンプ方式 11台	
給排水・衛生・ガス設備	給排水方式	<ul style="list-style-type: none"> ・受水槽 (加圧ポンプユニットから) ・直接放流式(汚水) ・電気湯沸器 (湯沸用) : 床置貯湯式電気湯沸器 (飲雑両用) 貯湯量 : 25L 2箇所 ・ガス湯沸し器 : 屋外据付式マルチ 加熱能力 : 50号×3台 LPガス(シャワー用) ガス消費量 : 280kW LPガス消費量 : 20kg/h 2箇所 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・ガス湯沸器：屋外壁掛型 加熱能力：24号 ガス消費量：52.4kW LP ガス消費量：3.8kg/h 2箇所
	散水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・上水及び井戸揚水使用 ・受水槽(加圧ポンプユニットから)又は散水ポンプ併用
	量水器	<ul style="list-style-type: none"> ・上水用 125A ・散水用 50A

項 目		仕	様
消 防 設 備	消火器		30本
	屋内消火栓設備	消火栓箱（屋内型 1号）	7面
	自動火災報知設備	・受信機 P型	1面
		・差動式スポット型感知器	89個
		・定温式スポット型感知器	1個
・煙感知器		7個	
非常放送設備	・発信器 P型1級	8個	
	・表示灯	8個	
	・増幅器操作部	1台	
	・自動火災報知設備の連動	一式	
	・スピーカ	58個	
誘導灯設備	・電源装置	一式	
	・常用電源	一式	
	・誘導灯	19台	
	・誘導灯信号装置	1台	
そ の 他	スコアボード	大型映像スコアボード LED 表示システム	1面
	エレベーター	機械室レスエレベーター 積載量 900kg・定員 13名 車椅子対応型	1台
	自動ドア	引分け自動ドア 高さ 2.0m×2.0m	1箇所
	照明塔	高さ：37.95m LED 投光器	6基
	防球ネット	高さ：30m	2箇所
	高さ：10m（3塁側）	1箇所	
	AED		1台

④ 軟式野球場

項 目		仕 様
電 気 設 備	低圧	・電灯用（単相2線式 100V）：体育館から ・電灯盤 1面
	弱電設備	・構内電話設備、カウンボード
そ の 他	防球ネット	・高さ14.9m（ソフトボール場と共有） 1個
	ダッグアウト	2基
	観客席	・40人用 5基
	得点盤	1基

⑤ ソフトボール場

項 目		仕 様
電 気 設 備	低圧	・電灯用（単相2線式 100V）：体育館から ・電灯盤 1面
	弱電設備	・構内電話設備、カウンボード
そ の 他	AED	1台
	防球ネット	・高さ14.9m（軟式野球場と共有） 1個
	ダッグアウト	2基
	観客席	・40人用 5基
	得点盤	1基

⑥ 陸上競技場

項 目		仕 様	
電 気 設 備	二次変電設備	・真空遮断器 7.2kV 600A 1台 ・過電流継電器 静止型 1台 ・高圧地絡継電器 静止型 1台	
	配電盤設備	・変圧器 電灯用 单相 30kVA 1台 電灯用 单相 100kVA 1台 動力用 3相 75kVA 1台 ・高圧コンデンサー 31.9 kvar 1台 ・高圧リアクトル 1.91kvar 1台	
	低圧盤	・低圧電灯盤 8面 ・低圧動力盤 5面	
	防犯灯 案内板	・19灯 (水銀灯 400W) ・1箇所	
	弱電設備 方式	・計測設備、業務・非常放送設備、写真判定装置設備 ・陸上競技運営システム、インカム装置 ・構内電話設備 ・個別冷暖房方式	
空 調 設 備	冷暖房設備	・ガスヒートポンプ 7台 (セット) ・電気ヒートポンプ式 3台 (セット)	
給 排 水 ・ 衛 生 設 備	給水方式 給湯方式 排水方式	・受水槽から (加圧ポンプユニット方式) ・個別電気ヒーター ・直接放流式 (汚水)	
	給湯設備	・貯湯式電気温水器 (1台)	
	冷水器設備	・冷水器 2台	
	散水設備	・上水使用 受水槽から (加圧ポンプユニット方式)	
	多目的トイレ	・1箇所	

項 目		仕	様
消 防 設 備	消火器		38本
	屋内消火栓設備	・消火栓箱（屋内型 2 号）	12面
	自動火災報知設備	・受信機 GR 型	1面
		・中継器	15面
		・差動式スポット型感知器	81個
・熱アナログ式スポット型感知器		3個	
非常放送設備	・煙感知器	26個	
	・発信器 P型1級	12面	
	・表示灯	12個	
誘導灯設備	・増幅器操作部 480W	1台	
	・スピーカ	50個	
	・常用電源	一式	
そ の 他	エレベーター設備	交流インバーター方式 13人用	1基 3ストップ
		交流インバーター方式 15人用	1基 2ストップ
	AED		1台

⑦ 武道館

項 目		仕 様			
電 気 設 備	二次変電設備	・真空遮断器	7. 2kV 600A	1台	
		・過電流継電器		2台	
		・高圧地絡継電器	静止型	1台	
	配電盤設備	・変圧器	電灯用	100kVA	2台
			動力用	100kVA	2台
			動力用	200kVA	1台
・高圧コンデンサー			30kVA	1台	
			20kVA	1台	
	・低圧コンデンサー	220V 20kvar		2台	
		220V 10kvar		1台	
低圧盤	・低圧電灯盤			8面	
	・低圧動力盤			2面	
直流電源装置	・シール形据置鉛蓄電池（非常照明用）				
弱電設備	・電気時計、構内電話設備、放送・音響設備, TV共聴設備				
空 調 設 備	個別冷暖房	空冷直膨式エアハンドリングユニット ・2階第一道場 4台（室外機 8台） （冷房能力124.3kW、加熱能力111.6kW） プレフィルター 重量法82%(760W×510H×20t×6枚) 中性能フィルター 比色法65%(760W×510H×65t×6枚)			
	電気式ヒートポンプパッケージエアコン ・1階会議室（1） 室内機2台（室外機2台） （冷房能力12.5kW、暖房能力14.0kW） ・1階会議室（2） 室内機2台（室外機2台） （冷房能力10.0kW、暖房能力11.2kW） ・1階役員室 室内機2台（室外機1台） （冷房能力14.0kW、暖房能力16.0kW） ・1階管理室 室内機1台（室外機1台） （冷房能力4.0kW、暖房能力4.5kW） ・2階第一道場観客席 室内機8台（室外機8台） （冷房能力10.0kW、暖房能力11.2kW） ・3階倉庫（打合せ室） 室内機1台（室外機1台）				

		<p>(冷房能力10.0kW、暖房能力11.2kW)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3階放送室 室内機1台(室外機1台) <p>(冷房能力 5.0kW、暖房能力 5.6kW)</p> <p>ガス式ヒートポンプエアコン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階第二道場 室内機15台(室外機1台) (冷房能力101.0kW、暖房能力113.0kW) ・1階男子更衣室 室内機4台(室外機1台) (冷房能力 71.0kW、暖房能力 80.0kW) ・1階女子更衣室 室内機3台(室外機1台) (冷房能力 45.0kW、暖房能力 50.0kW)
	換気設備	<p>1階第二道場 1.5kW 1台、7.5kW 1台</p> <p>1階 床下換気 0.75kW 1台</p> <p>吸気フィルター 1式</p> <p>1階 更衣室 5.5kW 1台</p> <p>1階 機械室 1.5kW 1台</p> <p>1階 電気室 1.5kW 1台</p>
給排水・衛生設備	給水方式 給湯方式 排水方式 汚水槽	<ul style="list-style-type: none"> ・受水槽から(加圧ポンプユニット方式) ・個別電気ヒーター ・直接放流式(汚水槽からのポンプアップ方式) ・地下式 1槽
	ガス湯沸器	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス給湯器 屋外壁掛形(3台連結) 能力 50号 ガス消費量 91.9kW 台数 5台 ・貯湯式湯沸器(1台) 壁掛型 容量20L 都市ガス13A 燃料消費量 0.77 m³/H
	便所	<ul style="list-style-type: none"> ・身障者用便所 1箇所 ・小便器 センサー式排水装置 1式

項 目		仕	様
消 防 設 備	消火器		50本
	屋内消火栓	・消火栓箱（屋内型 1号）	10面
	自動火災報知設備	・受信機 P型 ・差動式スポット型感知器 ・定温式スポット型感知器 ・煙感知器 ・発信器 P型1級 ・表示灯 ・消火栓起動装置	1面 68個 2個 3個 11個 11個 1個
	非常放送設備	・増幅器操作部 240W ・スピーカ ・常用電源	1個 37個 一式
	誘導灯設備	・誘導灯	29台
	排煙設備	・連動制御盤 ・排煙窓 ・シャッター・垂れ壁 ・防火戸（非常錠） ・煙感知器	1面 6台 1箇所 2台 5個
そ の 他	AED		1台

⑧ 体育館

項 目		仕 様	
電 気 設 備	二次変電設備	・真空遮断器 7. 2kV 400A 1台 ・過電流継電器 静止型 1台	
	配電盤設備	・変圧器 電灯用 150VA 1台 動力用 100kVA 1台 電灯用 100kVA 2台	
	低圧盤	・低圧電灯盤 8面 ・低圧動力盤 6面	
	屋外電源供給施設	・電灯用電源供給施設 庭球場脇便所 軟式野球場用倉庫 第二陸上脇便所 第二陸上倉庫 防犯灯 15灯 (水銀灯 400W)	
	直流電源装置	・アルカリ蓄電池 (非常照明用)	
	弱電設備	・電気時計、構内電話設備、放送・音響設備	
	その他	・舞台装置、緞帳他 一式 ・電光表示盤	
	空調設備	個別冷暖房 ・電気ヒートポンプ式 2台 (セット) ・排風機 0.4 kW 12台 (アリーナ天井換気ファン)	
給排水・衛生設備	給水方式 排水方式	・受水槽から (加圧ポンプユニット方式) ・直接放流式 (汚水)	
	ガス湯沸器	・貯湯式湯沸器 (1台) ・瞬間湯沸器 (6台) シャワー用	
	多目的トイレ	・男女各2箇所 (内オストミー対応各1箇所)	
項 目	仕 様		

消 防 設 備	消火器		49本
	屋内消火栓	・消火栓箱（屋内型 1 号）	7面
		・消火栓箱（屋外型 2 号）	4面
	自動火災報知設備	・受信機 P 型	1面
		・差動式スポット型感知器	66個
・定温式スポット型感知器		1個	
・煙感知器		73個	
・発信器 P型1級		11個	
・表示灯		11個	
非常放送設備	・増幅器操作部 240W	1台	
	・スピーカ	52個	
	・常用電源	一式	
誘導灯設備	・誘導灯	31台	
	・誘導灯信号装置	1台	
その他	AED		1台

⑨ サッカー・ラグビー場

項 目		仕 様
電 気 設 備	低圧	・電灯用（単相3線式 100/200V）：大駐車場から ・電灯盤 1面
	散水設備	・動力操作盤
	屋外電源供給施設	・防犯灯 水銀灯 400W 2灯 水銀灯 100W 4灯
	弱電設備	・構内電話設備 ・一般放送設備
給 排 水 ・ 衛 生 ・ ガ ス 設 備	給水	・受水槽(加圧ポンプユニット方式) から
	汚水	・直接放流
	シャワー設備	・男子用 1、女子用 1
	散水設備	・地下水汲み上げ井戸ポンプ 口径：48A ポンプ：11kW ・散水用ポンプ 口径：80A ポンプ：15kW
消 防 設 備	消火器	4本
そ の 他	AED	1台

⑩ 庭球場

項 目		仕 様
電 気 設 備	低圧	<ul style="list-style-type: none"> ・電灯用（単相3線式 100/200V）：大駐車場から ・動力用：大駐車場から
	弱電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・電灯動力盤 1面 ・構内電話設備 ・一般放送設備
空 調 設 備	冷暖房設備	<ul style="list-style-type: none"> ・電気ヒートポンプ式 室内機 11台(室外機 1台) (冷房能力 67.0kW 暖房能力 77.5kW)
給 排 水 ・ 衛 生 ・ ガ ス 設 備	給水	<ul style="list-style-type: none"> ・受水槽(加圧ポンプユニット方式) から
	汚水	<ul style="list-style-type: none"> ・直接放流
	シャワー設備	<ul style="list-style-type: none"> ・男子用 1、女子用 1
消 防 設 備	消火器	4本
そ の 他	AED	1台

⑪ 第二陸上競技場

項 目		仕 様
電気設備	低圧	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電灯用（単相 3 線式 100 / 200V） : 武道館から ・ 電灯盤 1 面 ・ 構内電話設備 ・ 一般放送設備
消防設備	消火器	2 本

⑫ 弓道場

項 目		仕 様
電 気 設 備	低圧	・ 電灯用 (単相 3 線式 100 / 200V) : 大駐車場から ・ 電灯盤 1 面
	弱電設備	・ 構内電話設備 ・ 一般放送設備
	その他	・ 電光表示盤 (420 球) 1 面
給 排 水 ・ 衛 生 ・ ガ ス 設 備	給水	・ 受水槽 (加圧ポンプユニット方式) から
	汚水	・ 直接放流
	ガス湯沸し器	・ 瞬間湯沸し器 1 台
消 防 設 備	消火器	7 本
	自動火災報知設備	・ 受信機 P 型 1 面 ・ 差動式スポット型感知器 14 個 ・ 定温式スポット型感知器 2 個 ・ 煙感知器 10 個 ・ 表示灯 2 個
	誘導灯設備	・ 誘導灯 4 台 ・ 誘導灯信号装置 1 台
そ の 他	AED	1 台

⑬ 宿泊研修所

項 目		仕 様	
電 気 設 備	契約電力 設備容量 受電電圧	・ 71 kw ・ 250 kVA ・ 6.6 kV	
	引込開閉器	・ 気中開閉器 7.2 kV、12.5 kA、300A SOG付き	1台
	高圧受変電設備	・ 真空遮断器 7.2 kV、600A ・ 過電流継電器 静止型 ・ 避雷器 8.4 kV、12.5 kA ・ 高圧コンデンサー 75 kvar	1台 2台 1台 1台
	配電盤設備	・ 変圧器 電灯用 50 kVA 動力用 50 kVA 動力用 150 kVA	1台 1台 1台
	低圧盤	・ 低圧電灯盤 ・ 低圧動力盤	10面 5面
	屋外電源供給施設	・ ボイラー室 ・ 消火栓ポンプ室 ・ 委託詰所 ・ 防犯灯（水銀灯 400W 5灯）	
	弱電設備	・ 構内電話交換設備 電子交換機 多機能電話機、構内電話機 ・ 拡声設備、テレビ共聴設備、音響設備	1式
空 調 設 備	方式	・ 集中方式 ・ 個別方式	
	熱源設備	・ ヒートポンプチラーユニット ・ 電気式ヒートポンプ ・ ファンコイルユニット [FCU]	1台（セット） 8台（セット） 17台
	付属設備	・ 循環ポンプ	1台

項 目		仕	様
給排水・衛生・ガス設備	給水	・受水槽(加圧ポンプユニット方式) から	
	汚水	・直接放流	
	ガス湯沸し器	・瞬間湯沸し器 2台	
	多目的トイレ	・1箇所(オストミー対応)	
消 防 設 備	消火器	20本	
	屋内消火栓設備	・消火栓箱(屋内型 1号)	8面
	自動火災報知設備	① 受信機 P型	1面
		② 連動操作盤	1面
		③ 差動式スポット型感知器	81個
		④ 定温式スポット型感知器	21個
⑤ 煙感知器		12個	
非常放送設備	⑥ 発信器 P型1級	8個	
	⑦ 表示灯	8個	
誘導灯設備	① 増幅器操作部	2面	
	② 常用電源	一式	
そ の 他	非常通報装置		一式
	AED		1台

⑭ スポーツ科学センター

項 目	仕 様
電 気 設 備	二次変電設備 <ul style="list-style-type: none"> ・真空遮断器 7. 2kV 600A 1台 ・過電流継電器 静止型 1台
	配電盤設備 <ul style="list-style-type: none"> ・変圧器 電灯用 100kVA 3台 動力用 300kVA 1台 スコットトランス 50kVA 1台 ・高圧コンデンサー 32.6Kvar 2台 ・高圧リアクトル 2.61Kvar 2台
	低圧盤 <ul style="list-style-type: none"> ・低圧電灯盤 7面 ・低圧動力盤 11面
	直流電源装置 非常用発電機 <ul style="list-style-type: none"> ・陰極吸収式シール形鉛蓄電池 1式(非常照明用他) ・100kVA 200V 1台
	屋外電源供給施設 <ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯 HF200W × 1 1灯 HF200W × 2 2灯 FDL13W × 1 4灯
	弱電設備 <ul style="list-style-type: none"> ・構内電話交換設備 電子交換機 一式 多機能電話機 17台 内線電話機 30台 ・拡声設備・電気時計、構内電話設備、インターホン設備、テレビ共聴設備 ・避雷設備・音響設備・ハイスピードカメラ・プロジェクタ 一式

項 目	仕 様
-----	-----

空 調 設 備	方式	・個別冷暖房方式	
	熱源設備	<ul style="list-style-type: none"> ・冷却塔 2台 ・空冷ヒート式ポンプ 7台 ・パッケージ型空気調和器 24台 ・AHU 2台 ・OHU 2台 	
	付属設備	<ul style="list-style-type: none"> ・冷温水ポンプ 2台 ・冷却水ポンプ 2台 ・全熱交換器 1台 ・ファンコイルユニット 38台 ・ファンコイルユニット 45台 	
給 排 水 ・ 衛 生 ・ ガ ス 設 備	給水方式	・受水槽（加圧ポンプユニット方式）から	100A
	給湯方式	・個別電気ヒーター	
	排水方式	・直接放流式（汚水）	
	多目的トイレ	・1階～4階各1箇所	
	給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・貯湯式電気温水器 16台 ・ガス瞬間湯沸器 1台 	
	冷水器設備	・冷水器	4台

項 目		仕	様
消 防 設 備	消火器	33本	
	屋内消火栓設備	・消火栓箱（屋内型 1号）	10面
	自動火災報知設備	・受信機 P型(50回線) ・中継器 ・紫外線感知器 ・熱感知器 ・煙感知器 ・発信器 P型1級 ・表示灯 ・消火栓起動装置	1面 1面 10個 26個 96個 10個 10個 一式
	非常放送設備	・増幅器操作部（240W：160W：1） ・スピーカ ・電源装置 ・常用電源	一式 96個 一式 一式
	誘導灯設備	・誘導灯	60台
	排煙設備	・連動制御盤 ・排煙口 ・垂れ壁 ・手動開放装置 ・手動閉鎖装置 ・防火戸（非常錠） ・シャッター（手動式） ・排煙機（スターデルタ起動） ・煙感知器	1個 6個 5箇所 6台 15台 10台 10台 1台 7個
	自家発電設備		一式
	避難器具	・救助袋	1箇所
	蓄電池設備	陰極吸収式シールド型鉛蓄電池	一式
	そ の 他	昇降機 非常通報装置 AED	乗用 油圧式 20人用

⑮ 公園

	項 目	仕	様
そ の 他 設 備	滑り台	2 双式滑り台 (使用中止)	1 箇所
	鉄棒	3 連式固定低鉄棒 (使用中止)	1 箇所
	水飲み場		6 箇所
	防犯灯	電源を供給している施設ごとに計上	
	屋外掲示板		3 箇所
	屋外消火栓		1 8 箇所
	屋外トイレ	8 箇所 (内多目的トイレ 2、男のみ 1)	

項 目		仕 様
消 防 設 備	消火器	1 本
	誘導灯設備	誘導灯 4 台

⑰ 相撲場

項 目		仕 様
電 気 設 備	低圧	・電灯用(单相3線式 100/200V) :大駐車場から ・電灯盤 1面
	屋外電源供給施設	・相撲場 ・屋外便所
給 排 水 ・ 衛 生 設 備	給水	・受水槽(加圧ポンプユニット方式)から
	汚水	・直接放流
消 防 設 備	消火器	2本

トレーニングルーム機器保守点検業務仕様書

1 トレーニングルームサイバックス系機器の点検業務

(1) 対象機器

- | | |
|-----------|----|
| ① ストレングス | 一式 |
| ② フリーウエイト | 一式 |
| ③ マルチコラム | 一式 |

(2) 業務内容

上記に掲げた機器を点検し、正常かつ安全に、機器の持つ性能を十分に発揮できるよう、調整・整備・補修を行う。また、ストレングス、マルチコラムについては、ワイヤーベルトの交換をし、シートパットの交換は全機器を対象に行う。

(3) その他の事項

これ以外のことについては、日常点検及び定期点検で不備な箇所については、随時適切な処置を行う。

2 トレーニングルームフィットネス機器の点検業務

(1) 対象機器

- | | |
|--------------|----|
| ① トレッドミル | 一式 |
| ② バイク | 一式 |
| ③ ステップマシン | 一式 |
| ④ クロストレーナー | 一式 |
| ⑤ ハンマーストレングス | 一式 |

(2) 業務内容

上記に掲げた機器を点検し、正常かつ安全に、機器の持つ性能を十分に発揮できるよう、注油・調整・整備・補修を行う。

内訳書に記載されている消耗品は、必ず交換すること。また、機器の状態によりその他の不良部品等消耗品を交換・補充すること。

(3) その他の事項

これ以外のことについては、日常点検及び定期点検で不備な箇所については、随時適切な処置を行う。

別添 2

測定相談運営業務仕様書

1 目的

- (1) 県民健康体力測定相談とは、一般的な測定機器による体力測定を実施し、体力の現状を明らかにするとともに、個々の目的に応じたトレーニングメニューを作成するなど、健康・体力の保持・増進を目指す県民の相談に応じるものである。
- (2) 競技力向上を目指すスポーツ選手の筋力・持久力等を専門的に測定・分析し、測定結果や個人の目的に対応するトレーニングの指導助言を行う。

2 場所 スポーツ科学センター 形態体力測定室

3 業務概要

- (1) 被測定者へ利用方法及び測定方法等の指導
- (2) 測定の実施及び安全指導
- (3) 準備運動等の実技指導
- (4) 被測定者の監視（安全確保・事故防止・救急処置等）
- (5) 測定結果用紙等の整理保管及び統計
- (6) 室内及び測定機器の清掃及び点検
- (7) 運動部活動利用の積極的な指導
- (8) 体力測定データの調査研究
- (9) その他、測定に必要と思われる業務

4 業務従事者の責務

- (1) 業務上知り得た情報は、第三者に漏らしてはならない。なお、受託期間終了後も同様とする。
- (2) 利用者に対しては親切丁寧に應對し、言動は十分注意する。
- (3) 本業務の遂行に当たり、事故防止に努めるとともに、誠実にその責務を果たすこと。
- (4) 業務従事者が第三者及び総合スポーツセンター等に損害を与えた場合はその責めを負うこと。

5 県民健康体力測定相談について

- (1) 対象者 原則として中学生以上
- (2) 受付

- ① 3日前までに来所または電話により受け付ける。
- ② 当日、料金を納入する。

(3) 測定種目

- ① 形態測定 身長・体重・体脂肪率
- ② 心肺機能測定 肺活量・血圧・脈拍数
- ③ 体力測定 最大酸素摂取量（全身持久力）・長座体前屈・全身反応時間
垂直とび・閉眼片足立ち・握力・反復横とび・上体起こし

(4) 測定者

測定者は、アスレティックトレーナー、トレーニング指導士等の専門的な知識・技能を持った者及び看護師

(5) 測定の流れ

- ① 担当は、測定方法及び安全指導等のオリエンテーションを行う。
- ② 個人相談調査票から健康状態を把握する。

- ③ 心肺機能測定（血圧・脈拍数）
- ④ 形態測定（身長・体重・体脂肪率）
- ⑤ 心肺機能測定（肺活量）
- ⑥ 体力測定（エアロバイク、長座体前屈、閉眼（開眼）片足立ち、全身反応時間、垂直とび、握力、反復横とび、上体起こし）
- ⑦ 相談、指導

6 スポーツ選手体力測定相談について

(1) 対象者

原則として高校生以上のスポーツ選手（競技力向上を目的に、日常的にスポーツ活動を行い、競技会に出場している者）

(2) 申し込み手続き

- ① 1か月前までに来所又は電話で申し込み
 - ・事前調査書類の配付
- ② 2週間前までに来所、もしくは電話・メールにて打合せ。事前調査書類を提出
 - ・測定項目の決定
 - ・当日の日程、留意事項の確認

(3) 測定コース別内容

測定コース	測定のねらい	主な対象競技・選手
総合測定	体力測定、栄養相談、医事相談、さまざまなアプローチから競技力向上をめざす測定・相談	筋力・持久力・瞬発力等バランスのとれた体力を要求される競技
	H P S C ネットワーク連携事業の測定・相談	国際舞台で活躍する選手や、その可能性のある育成年代の選手等
基礎体力測定	筋力、持久力を中心に総合的に測定・相談	筋力・持久力・瞬発力等バランスのとれた体力を要求される競技
全身持久力測定	トレッドミルで最大酸素摂取量を測定するなど持久力中心の測定・相談	最大酸素摂取能力の高さを要求される競技
筋力測定	バイオデックスで2部位を測定するなど筋力中心の測定・相談	特定の部位の筋力が要求される競技 リコンディショニング中の選手
オプション測定	競技特性に応じて測定項目を選手が選択する測定 *測定後の相談指導については競技団体が対応する。 A トレッドミル＋選択 B バイオデックス＋選択 C エルゴメーター＋選択	競技団体のコンディショニングコーチあるいはドクターが帯同してくる選手 ◎競技団体からの受付のみ

(4) 測定者

- ① 医師 千葉県スポーツドクター協議会会員医師
- ② 看護師 看護師の資格を有する者
- ③ 講師 大学等で体力測定、体力評価等を研究及び指導している教官
- ④ 体力相談員 公認トレーナー等の資格を有し、測定経験のある者及び測定経験者
- ⑤ 栄養士 栄養士及び大学院生、その他で専門的知識を有する栄養指導経験者
- ⑥ 測定補助員 大学生、大学院生、専門学校生、公認トレーナー等で能力測定経験者

(5) 測定の流れ

- ① 担当は、測定方法及び安全指導等のオリエンテーションを行う。
- ② 事前調査票、問診票等から健康状態を把握する。
- ③ 心肺機能測定（血圧・脈拍数・肺活量）
- ④ 形態測定（身長・体重・体脂肪率）
- ⑤ 体力測定（測定コース別測定項目）
- ⑥ 相談、指導

測定機器保守点検業務仕様書

1 形態体力測定室に設置されている測定機器の保守点検業務

(1) 対象機器

- ① バイオデックス システム4 1式
- ② スーパートレッドミル 1台

(2) 業務内容

上記に掲げた機器を点検し、正常かつ安全に、機器の持つ性能を十分に発揮できるよう、調整・整備・補修を行う。

① バイオデックス システム4

- ア. 電気安全性 …………… 電源入力測定、絶縁抵抗測定等
- イ. 作動点検 …………… ダイナモメーター左右作動、椅子昇降作動等
- ウ. コンピュータ点検 …………… HDD、MON等
- エ. 運動モード …………… 各モード動作テスト
- オ. アタッチメント …………… 外観及び動作点検

② スーパートレッドミル

- ア. 目視点検 …………… 外形破損、ボルト・ナット緩み、欠損
- イ. スイッチ …………… 各部スイッチ作動点検
- ウ. ベルト …………… 動作及び音点検
- エ. 勾配 …………… 作動（0～30%）点検

また、機器の状態により不良部品等を交換・補充しなければ安全に使用することが出来ない場合は速やかに対応すること。

(3) その他

日常点検及び定期点検を実施し、不具合等がある場合は、随時適切な処置を行う。

別添 4

警備業務仕様書

1 警備範囲

(1) 敷地 434,072㎡

(2) 建築面積 24,518㎡

建築面積内訳	陸上競技場	5,836㎡	相撲場	228㎡
	野球場	4,063㎡	大駐車場管理事務所	213㎡
	体育館	5,631㎡	庭球場クラブハウス	440㎡ (新築後)
	弓道場	912㎡	サッカーラグビー場	400㎡
	武道館	3,185㎡	宿泊研修所	1,742㎡
	スポーツ科学センター	1,868㎡		

2 警備方法

警備員による巡回警備及び機械警備とする

(1) 夜間警備 センター内の定時巡回5回、精密巡回2回及び受付業務

(2) 昼間警備 センター内の定時巡回4回及び受付業務

(3) 機械警備 機械警備(スポーツ科学センター)による警備及び巡回警備を行う業務
(設置する警備機器は保有する最新式の機械とする)

3 警備人員及び警備時間

(1) 夜間警備

2名以上 午後5時30分～翌午前8時30分

通年

(2) 昼間警備

2名以上 午前8時30分～午後5時30分

休所日のうち、警備を除く管理運営業務に従事する職員の勤務を要しない日

(3) 機械警備

① 開所日 午後 9時30分から 翌日 午前 8時30分まで

② 閉所日 午前 8時30分から 翌日 午前 8時30分まで

機械警備を行う時間は、警報装置作動開始の信号を監視センターが受けたときから、警報装置作動解除の信号を監視センターが受けたときまでとする。

4 業務内容

(1) 警備員による業務

① 職員の退庁後における文書ならびに電話の収受。

② 各室内の窓、扉等の施錠の確認。

③ 各室内の火気の点検及びガス湯沸器の元栓の確認。

- ④不審者及び不法侵入者の排除。
- ⑤開門及び閉門の業務。
- ⑥警備時間内における園路及び駐車場内の整理及び駐車台数の確認業務。
- ⑦拾得物の処理とその報告。
- ⑧各施設の利用者状況等により予測される事項については、その都度担当者の指示に従うこと。
- ⑨災害等特殊事態については、担当者の指示に従うこと。
- ⑩勤務終了時は、警備報告書に必要事項を記載し口頭報告すること。

(2) 機械警備及び巡回業務

① 警報装置の設置

ア 端末感知器（開閉感知器、赤外線感知器、立体感知器及び振動感知器等）等を取り付けるものとする。

イ 監視センター（日本電信電話株式会社の専用回線を用いてセンター内の発信装置と連動させ、盗難、火災、故障及び不通等を自動的に識別できるもの）において、スポーツ科学センターの状況を遮断無く監視する。警備本部と連絡を密にし、緊急時の対応が敏速に出来る体制を保持する。

② 監視センター

監視センターは機械警備実施中、常に巡回警備員と連絡を保持するものとする。

③ 巡回警備員は、常に監視センターと連絡を保持し、警備実施中に少なくとも1回は、機械警備館内巡回を行うものとし、あらかじめ協議して定めた場所を巡視するものとする。

④ 警備実施中、異常事態が発生したときは、巡回警備員を直ちに現場確認に向かわせものとする。

⑤ 巡回警備員は現場の状況を確認の上、必要に応じて関係先への連絡、事態の拡大防止等臨機の措置をとるものとする。

5 巡回方法

巡回方法・回数及び巡回所要時間は次のとおりとする。

- (1) 夜間警備 精密巡回2回・・・施設の施錠確認、施設内の巡回及び屋外トイレ内の確認（90分）
定時巡回5回・・・施設の外観確認（60分）
- (2) 昼間警備 定時巡回4回・・・施設の外観確認（60分）

6 その他

(1) 事故報告書の提出

警備実施中、事故等が発生したときは、速やかに事故報告書を提出するものとする。

(2) 警備機器に要する一切の費用（撤去含む）を、負担すること。

(3) 日本電信電話株式会社の専用回線の申請、検査及び利用料金を負担すること。

別添 5

施設清掃等業務仕様書

業務目的

スポーツ科学センターの清掃・設備保守管理及び宿泊研修所清掃、屋外トイレ清掃等を行い常時良好な状態に維持することを目的とする。

1 設備の概要

スポーツ科学センター

本館 鉄筋コンクリート造地上4階建 延床面積4,703.84㎡

(1) 冷暖房空気調和設備

- ① 冷温水発生機（2基）ガス直焚二重効用吸収式冷温水発生機
冷却能力・・・408,240Kcal/H、 暖房能力・・・273,200Kcal/H
燃料（都市ガス）・・・13A 11,000Kcal
- ② 冷却塔（2基）
開放式角形超低騒音二重効用吸収式、冷却能力・・・791,860Kcal/H
- ③ 開放式膨張タンク（1基）・・・有効容量 500L
- ④ 冷却塔薬液注入装置（2台）
- ⑤ 冷温水ポンプ（2台）
- ⑥ 冷却水ポンプ（2台）
- ⑦ 空気調和機（4系統、4台）
- ⑧ パッケージ型空気調和機（室内機20台、室外機9台）
- ⑨ ファンコイルユニット（83台）
- ⑩ 全熱交換器（1台）
- ⑪ 遠赤外線ヒーター（6台）
- ⑫ その他付帯する各設備

(2) 給排水衛生設備

- ① 貯湯式電気温水器（18台）
- ② ガス瞬間湯沸器（1台）
- ③ 給湯用循環ポンプ（1台）
- ④ 密閉式給湯用膨張タンク（1台）
- ⑤ 湧水排水ポンプ（2台）
- ⑥ その他付帯する各設備

(3) その他の設備

- ① 受変電設備
（低圧三相3線式200V、単相3線式200V/100V、変圧器総容量650KVA）
- ② 自家発電設備（定格出力115KVA、定格電圧200V、ディーゼルエンジン）
- ③ 直流電源装置
- ④ その他付帯する各設備

2 業務の概要

スポーツ科学センター

(1) 設備保守管理

① 冷暖房空気調和設備

- (ア) 空調設備の機能を維持し、障害等の生じないように保守管理（冷暖房切替調整、冷却塔保守、冷温水・冷却水ポンプ類の保守）及び冷却塔の薬剤注入業務を行う。
- (イ) 各空気調和設備を常時良好な状態に維持し円滑な運転使用ができるよう努める。また、安全かつ経済的運転を心掛け、故障等の早期発見・事故の未然防止に努める。
- (ウ) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律及び第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き（環境省 経済産業省）に基づき適正に点検を行う。

② 給排水衛生設備

- (ア) 主に監視を行い、必要に応じて操作点検を行う。

③ その他の設備保守

- (ア) 主に監視を行い定期点検の立合い、緊急時の対処と通報を行うとともに、各設備を常時良好な状態に維持するため点検調整を行う。

④ 作業内容

- (ア) 各設備の点検調整・検査の立合い・巡回・監視・測定。
- (イ) 緊急時の通報及び対処。
- (ウ) 各施設及び設備の修繕等。
- (エ) 諸官庁への申請・報告等の手続き。
- (オ) 電気、ガス、水道等の各メーター検針と記録。

(2) 施設清掃

① 共通事項

- (ア) 清掃に使用する用具類・消耗品類を負担する。
- (イ) トイレットペーパー・水石けん・ビニール袋は指定管理者が負担する。
- (ウ) 原則として、全てのごみを回収する。
- (エ) 施設開所日は日常清掃を実施する。

② 床定期清掃（清掃面積4,700.23㎡）

- (ア) 年1回実施する。
- (イ) 長尺・ビニールタイル・フローリング床の剥離を実施し、専用ワックスを塗布する。
- (ウ) 定期清掃については、休所日に実施する。

③ 硝子清掃（1,641.79㎡）

- (ア) 年2回実施する。なお、清掃範囲は4階アリーナ敬愛グラウンド側ガラス面を除いた全て硝子とする。

宿泊研修所

(1) 施設清掃

① 共通事項

- (ア) 清掃に使用する用具類・消耗品類を負担する。
- (イ) トイレットペーパー・水石けん・ビニール袋は指定管理者が負担する。
- (ウ) 原則として、全てのごみを回収する。
- (エ) 施設開所日は日常清掃を実施する。

② 床定期清掃

- (ア) 年1回実施する。清掃面積は2,197.74㎡とする。

- (イ) ビニールタイル等床の剥離を実施し、専用ワックスを塗布する。
- (ウ) 定期清掃については、休所日に実施する。

屋外トイレ

(1) 屋外、運動施設トイレ清掃

① 共通事項

- (ア) 清掃に使用する用具類・消耗品類を負担する。
- (イ) トイレトペーパー・ビニール袋は指定管理者が負担する。
- (ウ) 原則として、全てのごみを回収する。

4 その他

- (1) 施設内及びその周辺で、火災その他の事変及び不審者等を発見した場合は、直ちに連絡し、臨機の措置を取る。
- (2) 敷地内の設備・備品等を故意又は過失により破損した場合は指定管理者が弁償する。

別添 6

場内清掃等業務仕様書

1 管理対象

(1) 場所

千葉県総合スポーツセンター 千葉市稲毛区天台町323

(2) 管理範囲

①場内清掃 敷地面積 224,741 m²

内 訳 園 地 111,325 m²

園 路 113,416 m²

②敷地面積 176,295 m²

内 訳

・野球場 23,400 m² ・陸上競技場 37,500 m²

・第2陸上競技場 23,000 m² ・軟式野球場 11,500 m²

・ソフトボール場 4,500 m² ・庭球場 20,000 m²

・弓道場 4,450 m² ・サッカー・ラグビー場 32,000 m²

・体育館 12,500 m² ・武道館 7,445 m²

(3) 業務内容

① 園地、園路の清掃

(ア) ゴミ、空き缶、吸い殻等の収集

(イ) 園地・園路の落葉等の掃き掃除及び収集

(ウ) 園地及び園路植え込みの除草

(刈り払機・ハンドモア等機械使用による作業含む)

(エ) U字溝、雨水枡等にたまった土砂やゴミの除去及び運搬

② 施設整備

(ア) 各運動施設内の床面・窓及び便所等の清掃

(イ) グランド・スタンド等の芝刈り・草取り及び散水

(トラクター・刈り払機等機械による作業含む)

(ウ) 各施設の開場及び利用説明補助、消灯施錠

2 作業人員等

(1) 作業員のうち1名を作業責任者(主任)として選任する。

(2) 作業員は、作業に必要な機械(トラクター、刈り払機、ハンドモア等)を使用出来る。

3 作業日等

(1) 作業日は、年末年始(12月28日～1月4日)を除く全日とする。

4 その他の事項

(1) 施設及び備品等の破損、汚損に十分に注意を払い作業を行う。

(2) 作業中は、利用者の安全に十分な措置を施す。

(3) スポーツセンター内で、火災その他の事変及び不審者等を発見した場合は、速やかに連絡し、臨機の措置を取る。

(4) 作業終了後、作業人員・作業内容を記載した作業日報を作成する。

別添 7

エレベーター保守点検業務仕様書

スポーツ科学センター及び陸上競技場のエレベーター設備が、常に安全で最良な運行状態を維持する。

1 スポーツ科学センター

(1) 設備概要

製造会社	東芝エレベータ（株）
機種	油圧式 P-0020
用途	乗用（車椅子兼用）
定員	20名
定格速度	4.5 m/min
操作方式	乗合全自動方式
制御方式	交流インバータ制御方式
停止階数	1～4階（4箇所）

(2) 遠隔監視

エレベーターの運行状態を確認するために監視装置を機械室に設置し、常時遠隔監視を行う。

① 遠隔監視項目

（広域災害等で電話回線が輻輳した場合で、正常な受信が行えない場合を除く。）

ア電源異常

イ起動不能

ウ閉じ込め故障

② 遠隔監視装置の点検

監視装置の点検を行う。

(3) 定期点検

① 月1回定期的にエレベーター機器全般を点検し、必要に応じて清掃、給油、調整を行い、性能を最高に維持するよう適切な処置を行う。

② 定期点検の結果については、「メンテナンス報告書」を作成し保存する。

(4) 定期整備

① 稼働頻度などの稼働データを考慮した適切な保守計画及び定期点検の結果により機器の性能維持に必要と判断される場合は、直ちに修理または部品の取替を行う。

② 定期整備の結果については、「メンテナンス報告書」を作成し保存する。

(5) 細密調査

年1回機器装置の細部を調査し、予防保全的措置をとるものとする。なお、調査結果については、「年次細密調査報告書」を作成し保存する。

(6) 計測データ

細密調査の際、エレベーターの運行状態及び特性を把握し、性能維持基準が保持されていることを確認するためのデータを計測する。

なお、計測したデータに異常値が検出された場合は、適切な処置を行いその処置内容について報告するとともに、その記録を保管する。

- | | |
|------------------------|--|
| ①無付加速度(上昇・下降) | ⑤ブレーキ寸法(コアストローク・スプリングの長さ) |
| ②着床誤差(上昇・下降) | ⑥ロープ(主ロープのピットクリアランス・調速機の
テンショナークリアランス・コンペンクリアランス) |
| ③回路絶縁(電源・電動機・制御・信号・照明) | ⑦ドア作動寸法(セフティー・かごドアスイッチ) |
| ④調速機(スイッチ・キャッチ) | |

(7) 作業日等

定期点検・定期整備の作業日は休所日とする。

2 陸上競技場メインスタンド

(1) 設備概要

1号機

製造会社	東芝エレベータ(株)
機種	ロープ式 P-0015
用途	乗用(車椅子兼用)
定員	15名
定格速度	45m/min
操作方式	乗合全自動方式
制御方式	交流インバータ制御方式
停止階数	1・3階(2箇所)

2号機

製造会社	東芝エレベータ(株)
機種	ロープ式 P-0013
用途	乗用(車椅子兼用)
定員	13名
定格速度	45m/min
操作方式	乗合全自動方式
制御方式	交流インバータ制御方式
停止階数	1～3階(3箇所)

(2) 遠隔監視

エレベーターの運行状態を確認するために監視装置を機械室に設置し、常時遠隔監視を行う。

① 遠隔監視項目

(広域災害等で電話回線が輻輳した場合で、正常な受信が行えない場合を除く。)

ア電源異常

イ起動不能

ウ閉じ込め故障

② 遠隔監視装置の点検

監視装置の点検を行う。

(3) 定期点検

① 月1回定期的にエレベーター機器全般を点検し、必要に応じて清掃、給油及び簡単な調整を行う。

② 負担する点検作業に必要な消耗品及び消耗材料は次のとおりとする。

動力回路の接触器主接点及び補助接点、リード線、フューズ類(受電盤用、制御盤用)、階床選択器の可動接点及びテープクリーナー、カーボン刷子、蛍光管、電球、コム、非常停止釦のアクリルカバー、油脂類(各種潤滑油、各種潤滑油脂)、ウエス。ただし、蛍光管及び電球は、エレベーターかご室内照明用、信号用、表示用に限るものとする。また、油脂類のうちギアオイル及び油圧用動油は通常消耗分の補給に限るものとする。

(4) 細密調査

年1回機器装置の細部を調査する。なお、調査結果については、「年次細密調査報告書」を作成し保存する。

(5) 計測データ

細密調査の際、エレベーターの運行状態及び特性を把握し、性能維持基準が保持されていることを確認するためのデータを計測する。

なお、計測したデータに異常値が検出された場合は、適切な処置を行いその処置内容について報告するとともに、その記録を保管する。

①無付加速度(上昇・下降)

⑤ブレーキ寸法(コアストローク・スプリングの長さ)

②着床誤差(上昇・下降)

⑥ロープ(主ロープのヒットクリアランス・調速機の

③回路絶縁(電源・電動機・制御・信号・照明)

テンショナークリアランス・コンペンククリアランス)

④調速機(スイッチ・キャッチ)

⑦ドア作動寸法(セフティー・かごドアスイッチ)

(6) 作業日等

定期点検・定期整備の作業日は休所日とする。

(7) 運行状態確認、監視体制

24時間体制とし、エレベーターの運行状態確認、監視を行う。

また、異常を受信した際は、直ちに適切な処置を行う。

エレベーター閉じ込め故障時には、エレベーターかご内と監視職員との間で直接通話することができる体制とする。

(8) 専用電話回線と遠隔監視装置

遠隔監視装置・専用電話回線は、指定管理者の責任で設置する。

3 硬式野球場

(1) 設備概要

製造会社	三菱電機株式会社
機種	ロープ式 (機械室レスエレベーター)
用途	乗用 (車椅子兼用)
定員	13名
定格速度	45m/min
操作方式	乗合全自動方式
制御方式	可変電圧可変周波数制御
停止階数	1・2階 (2箇所)

(2) 遠隔監視

エレベーターの運行状態を確認するために監視装置を機械室に設置し、常時遠隔監視を行う。

① 遠隔監視項目

(広域災害等で電話回線が輻輳した場合で、正常な受信が行えない場合を除く。)

ア電源異常

イ起動不能

ウ閉じ込め故障

② 遠隔監視装置の点検

監視装置の点検を行う。

(3) 定期点検

① 月1回定期的にエレベーター機器全般を点検し、必要に応じて清掃、給油及び簡単な調整を行う。

② 負担する点検作業に必要な消耗品及び消耗材料は次のとおりとする。

動力回路の接触器主接点及び補助接点、リード線、フューズ類 (受電盤用、制御盤用)、階床選択器の可動接点及びテープクリーナー、カーボン刷子、蛍光管、電球、コム、非常停止釦のアクリルカバー、油脂類 (各種潤滑油、各種潤滑油脂)、ウエス。ただし、蛍光管及び電

球は、エレベーターかご室内照明用、信号用、表示用に限るものとする。また、油脂類のうちギアオイル及び油圧用作動油は通常消耗分の補給に限るものとする。

(4) 細密調査

年1回機器装置の細部を調査する。なお、調査結果については、「年次細密調査報告書」を作成し保存する。

(5) 計測データ

細密調査の際、エレベーターの運行状態及び特性を把握し、性能維持基準が保持されていることを確認するためのデータを計測する。

なお、計測したデータに異常値が検出された場合は、適切な処置を行いその処置内容について報告するとともに、その記録を保管する。

- | | |
|------------------------|---|
| ①無付加速度(上昇・下降) | ⑤ブレーキ寸法(コアシローク・スプリングの長さ) |
| ②着床誤差(上昇・下降) | ⑥ロープ(主ロープのピットクリアランス・調速機の
テンショナークリアランス・コンパンスクリアランス) |
| ③回路絶縁(電源・電動機・制御・信号・照明) | ⑦ドア作動寸法(セフティー・かごドアスイッチ) |
| ④調速機(スイッチ・キャッチ) | |

(6) 作業日等

定期点検・定期整備の作業日は休所日とする。

(7) 運行状態確認、監視体制

24時間体制とし、エレベーターの運行状態確認、監視を行う。

また、異常を受信した際は、直ちに適切な処置を行う。

エレベーター閉じ込め故障時には、エレベーターかご内と監視職員との間で直接通話することができる体制とする。

(8) 専用電話回線と遠隔監視装置

遠隔監視装置・専用電話回線は、指定管理者の責任で設置する。

別添 8

硬式野球場スコアボード点検業務仕様書

硬式野球場のスコアボードが、常時正常に機能する状態を維持するため、次のとおり保守点検を行う。

1 対象 大型映像スコアボード LED 表示システム等 1 式

2 業務内容

- (1) 定期点検：年 1 回
- (2) 巡回点検：年 1 回

3 各機器の保守・点検項目

- (1) 総合動作確認
- (2) スコアボード点検
 - ①スコアボード
 - ②スコアボード電源盤
 - ③スコアボード制御盤
 - ④塔時計 /サイレン
- (3) サブスコアボード
- (4) 操作室内機器点検
 - ①表示制御端末 1, 2
 - ②簡易操作器
 - ③スピードガン制御装置
 - ④スピードガン本体
 - ⑤LEDコントローラ
 - ⑥ビデオシステム
- (5) 電圧・電流測定
- (6) 輝度測定

1)総合動作確認			
点検項目	点検内容	判定基準	備考
1	総合動作	全ての機器を動作状態にし、以下のモードを各種実施し、画面のゆらぎ、かけ等の不具合がないか、総合的に点検し、正常であること ・ビデオ表示 ・得点表示	画面のゆらぎ、かけ等の不具合がないか、総合的に確認し正常であること
2)スコアボード点検			
①スコアボード			
点検項目	点検内容	判定基準	備考
1	一般点検	清掃 配線の変色、損傷の有無 ビス、ナット類の緩み、腐食の状態 コネクタ類の緩み、挿入状態の確認	著しい汚れ、ケーブル類の損傷・腐食・緩みが無いこと
2	表示ユニット	ユニット不良、球切れ等の有無 ユニット内の異音、発熱の有無 故障ユニットは修理、調整を実施 予備ユニットの点灯確認	異音・異臭がないこと。表示に影響を与えるLED素子不良がないこと
3	表示モジュール	清掃 制御基板・フラットケーブルの傷、変色の確認、電源装置電源ケーブルの傷 確認	著しい汚れ、ケーブル類の損傷・腐食・
4	輝度	輝度計にて各色(赤・緑・青・白) 1ヵ所を測定	著しい輝度低下がないこと

②スコアボード電源盤				
点検項目	点検内容	判定基準	備考	
1	盤内清掃	掃除機等にて清掃	著しい汚れが無いこと	
2	扉パッキン	変形、接着外れの有無	変形、接着外れが無いこと	
3	配線、機器	配線の変色、損傷の有無	著しい汚れ,ケーブル類の損傷・腐食・緩みが無いこと	
		ビス、ナット類の緩み、腐食の状態		
		コネクタの緩みの有無		
4	電源回路	トランス、ノーヒューズブレーカー、ダイオード、抵抗器の加熱、変色、損傷の有無	トランス、ノーヒューズブレーカー、ダイオード、抵抗器の加熱、変色、損傷が無いこと	
5		制御回路	電磁接触機等の部品の異音、変色、損傷の有無	電磁接触機等の部品の異音、変色、損傷が無いこと
			警報回路の動作確認	警報回路の動作が正常に動作すること
	冷却ファン回路及び異常音の有無		冷却ファン回路及び異常音が無いこと	
③スコアボード制御盤				
点検項目	点検内容	判定基準	備考	
1	盤内清掃	・掃除機等にて清掃	著しい汚れが無いこと	
2	扉パッキン	・変形、接着外れの有無	変形、接着外れが無いこと	
3	配線、機器	・配線の変色、損傷の有無	著しい汚れ,ケーブル類の損傷・腐食・緩みが無いこと	
		・ビス、ナット類の緩み、腐食の状態、コネクタの緩みの有無		
4	電源回路	・ノーヒューズブレーカー等の加熱、変色、損傷の有無	ノーヒューズブレーカー等の加熱、変色、損傷がないこと	

④塔時計/サイレン			
点検項目	点検内容	判定基準	備考
1	一般点検	清掃 配線の変色、損傷の有無 ビス、ナット類の緩み、腐食の状態 コネクタ類の緩み、挿入状態の確認	著しい汚れ、ケーブル類の損傷・腐食・緩みが無いこと
2	塔時計部	パルス発信器、アンテナの性能確認 制御部の異音、発熱の有無 時刻確認	パルス発信器、アンテナの性能が問題無く正常に時間が刻まれること
3	サイレン部	サイレン音声確認(現場判断)	お客様(現場判断)にてサイレンを鳴らし音声を確認できること
3)サブスコアボード点検			
点検項目	点検内容	判定基準	備考
1	一般点検	清掃 配線の変色、損傷の有無 ビス、ナット類の緩み、腐食の状態 コネクタ類の緩み、挿入状態の確認	著しい汚れ、ケーブル類の損傷・腐食・緩みが無いこと
2	判定表示部	点灯不良、球切れ等の有無 判定表示部内の異音、発熱の有無 点灯確認	点灯不良、球切れがないこと判定表示部内に異音、発熱がないこと
4)操作室内機器点検			
①表示制御端末1,2			
点検項目	点検内容	判定基準	備考
1	一般点検	清掃、ビス・ナット類、コネクタ類、ケーブル類の目視確認と締め付け確認	著しい汚れ、ケーブル類の損傷・腐食・緩み等の無いこと
2	性能・機能点検	野球表示にて選手名、スコア、得点等の表示確認	入力したデータが正常にスコアボードに反映されること

②簡易操作器				
点検項目	点検内容	判定基準	備考	
1	一般点検	清掃,ビス・ナット類,コネクタ類,ケーブル類の目視確認と締付け確認	著しい汚れ,ケーブル類の損傷・腐食・緩み等の無いこと	
2	性能・機能点検	野球表示にて選手名,スコア,得点等の表示確認	入力したデータが正常にスコアボードに反映されること	
③スピードガン制御装置				
点検項目	点検内容	判定基準	備考	
1	一般点検	清掃,ビス・ナット類,コネクタ類,ケーブル類の目視確認と締付け確認	著しい汚れ,ケーブル類の損傷・腐食・緩み等の無いこと	
2	性能・機能点検	スピードガンで計測した速度がスコアボードに表示できるか確認	スピードガンが音叉にて表示されること	
④スピードガン本体				
点検項目	点検内容	判定基準	備考	
1	一般点検	清掃,ビス・ナット類,コネクタ類,ケーブル類の目視確認と締付け確認	著しい汚れ,ケーブル類の損傷・腐食・緩み等の無いこと	
2	性能・機能点検	速度計測が可能なことを確認	スピードガンが音叉にて表示されること	
⑤LEDコントローラ				
No	点検項目	点検内容	判定基準	備考
1	一般点検	清掃,ビス・ナット類,コネクタ類,ケーブル類の目視確認と締付け確認	著しい汚れ,ケーブル類の損傷・腐食・緩み等の無いこと	
2	LEDコントローラ	ボード電源ON・OFF、大型映像へ正常に信号を送出することを確認	各種入力映像が正常にスコアボードへ出力されること	
3	予備基板	予備基板に取替え各カードの機能確認を実施	各種入力映像が正常にスコアボード	

⑥ビデオシステム				
No	点検項目	点検内容	判定基準	備考
1	最終ラインモニター LCD-AD173SESB-A	映像表示確認	最終ラインモニターに映像が正常に表示されること	
2	HDMI変換器 RS1550B	信号分配確認	映像信号が分配され正常に表示されること	
3	HDMI切替器	信号分配確認	映像信号が分配され正常に表示されること	
4	HVS-41 DVI切替器	信号分配確認	映像信号が分配され正常に表示されること	
5	UPS BM150R	電源保護確認	停電の際バッテリー運転を行い電源が保護されること	
6	HUB FS708TPL-PS	通信確認	ネットワーク通信に異常がないこと	
7	スピードガン制御盤 特型	スピードガン表示確認	スピードガンが音叉にて表示されること	
8	ランプ・サイレン 制御盤特型	ランプ点灯確認 サイレン音声確認(現場判断)	ランプが点灯し制御が正常に行えること	
9	光送信機 315M-CT-J	映像送信確認	光ファイバーケーブルにて映像信号が正常に送信されること	
10	光成端箱 RD97-1MN	映像送信確認	光ファイバーケーブルにて映像信号が正常に送信されること	
11	外部入力パネル 特型	映像送信確認	外部入力映像表示が正常に行えること	
12	ブルーレイレコーダ BDZ-ZW1500	機能確認	録画・再生できること 地デジ放送が受信できること	
13	17型液晶モニター LCD-AD173SESB-A	映像送信確認	モニターに映像が正常に表示されること	
14	タッチパネル LCD-AD173SFB-T-A2	タッチパネル制御確認	タッチパネルがポイントのズレなく正常に動作すること	
15	判定表示操作盤 特型	ランプ点灯確認	「B・S・O・H・E・Fc」が正常に点灯されること	
16	スピードガン操作盤 特型	スピードガン表示確認	スピードガンが音叉にて表示されること	
17	公式記録操作盤 特型	機能確認	操作盤から制御が正常に行えること	

5)電圧・電流測定							
						測定日:	
						測定者:	
①スコアボード用電源盤電圧電流測定結果							
測定項目 測定条件	電圧(V)			電流(A)		電力量 (kVA)	判定
	R-N	N-S	R-S	R	S		
黒表示							
白5096							
白10096							
備考	判定基準 完成図表示部仕様C8G3744により、電源容量40.9kVA以下である事						

						測定日:	
						測定者:	
②スコアボード用制御盤電圧測定結果							
測定箇所		端子名	測定値(V)	判定	備考		
入力電圧		L1-M			判定基準 DC電圧5V±5% 電源電圧調整設定基準 PDR-1005による		
電源装置出力 (電源装置端子台)	PS1	P5V-GND					
【測定器:		型名:	製造番号:	有効期限:	年	月	】

6)輝度測定				
①測定結果				

単位:cd/m²

測定色 測定点	赤	緑	青	白
①				
暗輝度				
輝度				

※本測定データは参考であり、表示ユニット自体の輝度及び色温度特性を示すものではありません。

②測定方法				
a.測定ポイント				

①	【測定方法】 ●測定時の輝度は、100%とする。 ●各色の設定は、コントローラにて選択する。 ●スクリーン正面より測定する。
---	--

b.測定機器				
型名:		製造番号:		

c.測定日時				
日 時	天候	測定者	備考	
年 月 日 () :				

d.スクリーン稼動時間			
年 月 日 () 現在	h		

陸上競技場写真判定装置等保守点検業務仕様書

1 対 象

(1) 写真判定装置関連機器

写真判定装置とはトラック競技において、スターター発信機によって自動的に作動し、フィニッシュの着順と時間を自動的に記録し、判定する装置である。

(2) 投てき光波距離測定装置 2台

投擲光波距離測定装置とは、フィールド競技の投擲種目の距離計測を行い、計測結果の出力機能によりフィールド電光掲示板やコンピュータへ自動送信し、表示やデータ処理を行う装置である。

2 業務内容

上記に掲げた備品について、正常かつ正確に、機器の持つ性能を十分に発揮できるよう、次のとおり調整等を行う。

(1) 写真判定装置関連機器関連

- ① カメラヘッド分解、清掃
- ② 制御部分解、清掃
- ③ アイリス用モーターギアの動作確認
- ④ 無停電電源装置のバッテリー交換
- ⑤ C C U動作チェック
- ⑥ カメラケーブル動作チェック
- ⑦ 内部タイマー短距離タイミング及び長距離タイミング修正
- ⑧ 消耗部品交換

(2) 投てき光波距離測定装置関連

- ① オフセット値の確認
- ② 各種目における測定値の確認
- ③ ルール改正における最下桁修正の確認
※ J A V (やり投)、D I S (円盤投)、H A M (ハンマー投)のみ
- ④ データ出力及び・プリンタ出力の確認
- ⑤ 付属バッテリーの本体動作確認
- ⑥ オートパワーカット回路の動作確認
- ⑦ D C + 1 2 V入力での動作確認
- ⑧ パワーダウンランプの確認
- ⑨ 内部清掃

別添 10

スポーツ科学センター自動ドア保守点検業務仕様書

スポーツ科学センターの自動ドアが、常時安全に機能する状態を維持するため、次のとおり保守点検を行う。

1 対象

スポーツ科学センター出入り口ドア及びトレーニングルーム出入り口

点検箇所 自動ドアエンジン 両引き2台

片引き1台

2 業務内容

点検回数 年4回

エンジン（モーター・減速機）

① コントローラー、センサー

② ガイド・プーリー

③ 上下レール

④ 補助光電スイッチ

⑤ ストッパー

⑥ ベルト・チェーン

⑦ タンバックル

⑧ 振れ止め

⑨ 電源スイッチ

3 その他

故障した場合は、速やかに対応する。

別添 11

非常通報装置保守点検業務仕様書

緊急時の非常通報装置の正常な稼働状態を維持するため、年間保守点検を行う。

- | | | |
|------|--------------|----|
| 1 対象 | ① スポーツ科学センター | 1台 |
| | ② 宿泊研修所 | 1台 |

2 業務内容

年4回(3ヶ月に1回)の点検を実施する。

下記の機器の動作確認及び通信確認

- | | |
|--------------|----|
| ① 非常通報機 | 2台 |
| ② 再呼信号受理用電話機 | 2台 |
| ③ 非常用露出型ボタン | 2台 |
| ④ 非常用発信確認ランプ | 2台 |

3 その他

故障した場合は、速やかに対応する。

別添 12

スポーツ科学センター電話交換設備保守点検業務仕様書

スポーツ科学センターの電話交換設備が常時正常に機能する状態を維持するため、次のとおり保守点検を行う。

- | | | |
|--------|---|-----|
| 1 対象 | CX256電子交換機 | 1式 |
| | 多機能電話機 | 17台 |
| | 内線電話機 | 30台 |
| 2 業務内容 | 点検回数 | 年3回 |
| 3 その他 | 内線電話機には、電源設備他付属設備及び構内配線を含む。
故障した際は、速やかに対応する。 | |

構内電話交換設備(スポ科除く)保守点検仕様書

スポーツ科学センターを除く施設の構内電話交換設備が、正常に作動するよう次のとおり保守点検を行う。

- | | | |
|--------|--|------------|
| 1 対象 | 電子交換機 | 1台 (宿泊研修所) |
| | 電源設備 | 1式 |
| | 電話回線 | 66回線 |
| | 内線電話機 | 66台 |
| | 端子盤 | 1式 |
| 2 業務内容 | 点検回数 | 電子交換機 2回/月 |
| | | 電源設備 2回/月 |
| | | 電話回線 2回/月 |
| | | 内線電話機 1回/年 |
| | | 端子盤 1回/年 |
| 3 その他 | 内線電話機には、電源付属設備及び構内配線を含む。
故障した際は、速やかに対応する。 | |

宿泊研修所空調設備保守点検業務仕様書

1 業務内容

総合スポーツセンター宿泊研修所に設置されている空調設備の保守点検を行う。

2 業務範囲

(1) 事務室空調設備

- ① ヒートポンプチーラー 1台
- ② ファンコイルユニット 床置型 16台
- ③ ファンコイルユニット 天吊型 1台
- ④ 冷温水循環ポンプ 1台

(2) 研修室空調設備

- ① 空冷ヒートポンプパッケージエアコン
大ホール 屋外機 2台 屋内機 2台
- ② 空冷ヒートポンプマルチエアコン
第1研修室 屋外機 1台 屋内機 4台
- ③ 空冷ヒートポンプマルチエアコン
第3, 第4研修室 屋外機 4台 屋内機 8台

(3) 警備員室空調設備

- ① 空冷ヒートポンプパッケージエアコン
屋外機 2台 屋内機 2台

3 点検項目

(1) 研修室空調設備

①冷媒漏洩検査②電気関係点検検査③各部点検検査④圧力、温度測定検査

(2) 事務室空調設備・警備員室空調設備

①圧力計、温度計、制御装置②冷媒充てん量③潤滑油④冷却水、ブライン
⑤安全装置、警報装置⑥動力装置、電気設備

(3) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律及び第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き（環境省 経済産業省）に基づき適正に点検を行う。

4 清掃

フィルター清掃とする。

5 点検日等

(1) 研修室空調設備

6月、10月とする。ただし、清掃については8月下旬、3月上旬とする。

(2) 事務室空調設備

ヒートポンプチーラーについては、6月、10月とする。

ファンコイルユニット、冷温水循環ポンプについては、6月、8月下旬、
10月、3月上旬とする。

(3) 上記(1)、(2)の他、適宜、法令に基づきフロン使用機器の簡易点検等を実施する。

(4) 報告書

点検結果は、報告書にまとめ保管する。

6 緊急時の処置

空調設備に異常が発生した場合には、速やかにこれに対処するものとする。

受水槽清掃仕様書

この清掃は水道法（昭和32年法律第177号）及び千葉県小規模水道条例（昭和37年条例第10号）に基づいて行うものである。

注意事項に十分留意し、下記作業内容に従うものとする。

作業内容

- 1 水槽内に給水されないようにし、水を抜く。
- 2 浮遊物質を除去する。
- 3 水槽の蓋、水槽内の壁表面の錆等付着物を除去する。
- 4 水槽内の配管、ポンプ等の錆等付着物を除去する。
- 5 水槽内の底の砂等沈積物を除去する。
- 6 水槽内の清掃後、消毒を行い、水により消毒液を洗い流す。
- 7 水槽周辺の清掃を行い、異物混入の恐れがないか点検する。
- 8 水を張り、総合点検を行う。
- 9 砂等沈積物の処理は、責任をもって行う。
- 10 清掃後に水質検査の実施及び報告を行う。

検査項目

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素・塩素イオン・有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）・一般細菌・大腸菌群・pH値・臭気及び味・色度及び濁度・消毒の残留効果並びに蒸発残留物

- 11 業務完了後、清掃完了報告書（作業年月日、時間、点検記録、消毒薬剤名及び使用量、受水槽等の容量及び材質、水質検査結果、清掃前及び清掃後の写真等を添付すること。）を作成し保管する。

注意事項

- 1 作業衣及び使用器具の消毒により作業が衛生的に行われるようにする。
- 2 水中ポンプ等の機器又は配管等に損傷のないよう留意する。
- 3 作業員の健康状態に注意する。
- 4 作業中の事故防止に留意する。
- 5 清掃作業は施設の業務に支障のないように行う。

消防設備点検等業務仕様書

本業務は、千葉県総合スポーツセンターの消防設備点検（消防法第17条3の3）及び防火対象物点検(消防法第8条2の2)を行うものである。

1 消防設備点検適用範囲

千葉県総合スポーツセンター内のすべての消防設備（消火器を除く）の点検業務とする。

(1) 業務内容

①消防法第17条3の3に規定する点検とし、次のとおり行い、点検票を作成する。

点検設備名	第1回点検内容	第2回点検内容
自動火災報知設備	外観、機器点検	外観、機器総合点検
非常放送設備	外観、機器点検	外観、機器総合点検
避難器具・排煙設備	外観、機器点検	外観、機器総合点検
誘導灯・消火栓設備	外観、機器点検	外観、機器総合点検

*消防用ホースの耐圧性能に関する点検は、製造年の末日から10年を経過したものを点検対象とし実施する。（ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから3年を経過していない場合を除く。）

②通知に基づく緊急時の処置

火災報知設備の異常動作等、原因不明の事態が発生したとき、昼夜を問わずその処置をするものとする。

③消防用設備台帳の作成

各施設ごとの消防用設備台帳を作成し、保管すること。

また、消防設備台帳の記載記事に変更が生じた場合は、速やかに訂正するものとする。

なお、消防用設備台帳は、消防設備の数量及び消防設備の配置図とし、それぞれ各施設ごとに作成するものとする。

(2) 費用による雑材及び消耗品の交換、補修

次表に掲げる機器のヒューズ、ランプ及び点検紐は、指定管理者が交換する。

設備の名称	交換する雑材及び消耗品
誘導灯	蛍光ランプ、グローブランプ、点検紐
総合盤、消火栓の赤色表示灯	ランプ
自動火災報知設備の受信機	ヒューズ、ランプ
非常放送設備の増幅器、遠隔操作器	ヒューズ、ランプ、保護板
加圧送水装置の制御盤	ヒューズ、ランプ
排煙設備の連動操作盤	ヒューズ、ランプ、乾電池

(3) 不良個所の報告

点検の結果、不良個所があった場合は可能な限り不良内容について原因の究明をし、その結果を詳細に点検票に記入し提出すること。

また、併せて不良個所一覧及び不良個所の位置を示す図面を点検票とともに提出し、内容の説明をすること。

(4) 点検票の様式

点検票の様式は、消防法により定められた様式とする。

2 防火対象物備点検適用範囲

消防法に定める防火対象物のうち、全体の収容人員が300人以上の施設について行う。

(1) 点検施設

①宿泊研修所(管理事務所) 3,662.51 m ²	②野球場	9,090.90 m ²
③陸上競技場 12,165.03 m ²	④武道館	5,144.07 m ²
⑤スポーツ科学センター 5,794.32 m ²	⑥体育館	7,774.98 m ²

(2) 業務内容

①消防関係届出書の確認

(消防設備点検結果報告、防火管理者選任(解任)届、消防計画、消防訓練実施届等)

②防火対象施設の点検

(消防設備、避難階段・防火戸等の状況など)

③火を使用する設備、危険物貯蔵、指定可燃物貯蔵状況の確認

④点検後、点検結果報告書を作成し所轄消防署へ提出する

3 損傷部の原形復旧

点検中に、建築物、工作物、機材等を破損又は汚した場合は、指定管理者の責任において原形に復旧すること。

5 その他

①点検中は、主要な警報装置の見やすい位置に、点検中である旨の表示をしておくこと。

②点検に当たっては、施設利用者に支障のないよう実施すること。

本仕様に定めのない事項、または疑義が生じた場合は双方協議して定めるものとする。

武道館空調設備保守点検業務仕様書

1 業務内容

総合スポーツセンター武道館に設置されている空調設備の保守点検を行う。

各空気調和設備を常時良好な状態に維持し円滑な運転使用ができるよう努める。また、安全かつ経済的運転を心掛け、故障等の早期発見・事故の未然防止に努める。

2 業務範囲

(1) 空調設備

- | | | | | |
|----------------------|-----|-----|-----|-----|
| ① 空冷ヒートポンプパッケージエアコン | 室外機 | 16台 | 屋内機 | 17台 |
| ② 空冷直膨式エアハンドリングユニット | | 4台 | | |
| ③ 空冷直膨式エアハンドリングユニット | 室外機 | 4台 | | |
| ④ ガス式ヒートポンプパッケージエアコン | 室外機 | 3台 | 屋内機 | 22台 |

(2) 設置個所

- ①空冷ヒートポンプパッケージエアコン
1階会議室(1)、1階会議室(2)、1階役員室、1階管理室、2階第一道場観客席、3階倉庫(打合せ室)、3階放送室、
- ②空冷直膨式エアハンドリングユニット
2階第一道場
- ③空冷直膨式エアハンドリングユニット 室外機
屋上
- ④ガス式ヒートポンプパッケージエアコン
1階第二道場、1階男子更衣室、1階女子更衣室

3 点検項目

(1) 空冷ヒートポンプパッケージエアコン、空冷直膨式エアハンドリングユニット(室外機共)

- ①冷媒漏洩検査②電気関係点検検査③各部点検検査④圧力、温度測定検査

(2) ガス式ヒートポンプパッケージエアコン

- ①冷媒漏洩検査 ②電気関係点検検査 ③各部点検検査 ④圧力、温度測定検査 ⑤潤滑油 ④冷却水、⑤オイルフィルター ⑥駆動用ベルト

(3) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律及び第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き(環境省 経済産業省)に基づき適正に点検を行う。

4 清掃

フィルター清掃とする。

5 点検日等

(1) 6月、10月とする。ただし、清掃については8月下旬、3月上旬とする。

(2) 上記(1)、(2)の他、適宜、法令に基づきフロン使用機器の簡易点検等を実施する。

6 報告書

点検結果は、報告書にまとめ保管する。

7 緊急時の処置

空調設備に異常が発生した場合には、速やかにこれに対処するものとする。

別添 17

硬式野球場空調設備保守点検業務仕様書

1 業務内容

総合スポーツセンター硬式野球場に設置されている空調設備の保守点検を行う。

各空気調和設備を常時良好な状態に維持し円滑な運転使用ができるよう努める。また、安全かつ経済的運転を心掛け、故障等の早期発見・事故の未然防止に努める。

2 業務範囲

(1) 空調設備

空冷ヒートポンプパッケージエアコン 室外機 11台 屋内機 42台

(2) 設置個所

空冷ヒートポンプパッケージエアコン

本部室、放送記録室、来賓室、審判室、審判更衣室、グラウンドキーパー室、職員連絡室、医務室、役員室、報道員室、選手更衣室1、選手更衣室2、会議室、湯沸室・倉庫、キップ売場1、2

3 点検項目

(1) 空冷ヒートポンプパッケージエアコン

①冷媒漏洩検査②電気関係点検検査③各部点検検査④圧力、温度測定検査

(2) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律及び第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き（環境省 経済産業省）に基づき適正に点検を行う。

4 清掃

フィルター清掃とする。

5 点検日等

(1) 6月、10月とする。ただし、清掃については8月下旬、3月上旬とする。

(2) 上記(1)、(2)の他、適宜、法令に基づきフロン使用機器の簡易点検等を実施する。

6 報告書

点検結果は、報告書にまとめ保管する。

7 緊急時の処置

空調設備に異常が発生した場合には、速やかにこれに対処するものとする。

硬式野球場照明鉄塔劣化調査点検業務

1 業務内容

照明鉄塔およびその付属物（照明施設ほか）の劣化状況を把握することを目的とする。

照明鉄塔の経過年数を踏まえて以下の検査を実施する。

令和6年度：毎年検査 令和7年度：2年毎検査 令和8年度：5年目検査

令和9年度：2年毎検査 令和10年度：毎年検査

2 業務概要

(1) 業務名称：千葉県総合スポーツセンター野球場照明鉄塔の劣化調査

(2) 履行場所：千葉県総合スポーツセンター野球場

(3) 調査対象：照明 鉄塔 6 基、H=37,950

(4) 業務範囲：基本項目は下記とし、対象の鉄塔に応じた項目を実施する。

① 打ち合わせ（必要に応じて事前踏査）

② 安全対策（安全区画設置、鉄塔内の酸欠測定等）

③ 塔体の調査

④ 報告書の作成 および報告

(5) 必要資格等：

① フルハーネス型墜落制止用器具使用従事者教育

② 酸欠硫化水素危険作業主任者

③ 日本非破壊検査協会 非破壊試験技術者資格

(6) その他：本点検要領は年次点検に適用するものとする。

また、今後の劣化の程度により、担当者間の協議で点検要領を改定するものとする。

3. 調査項目				
下表に示す内容に従い調査を進める。				
対象部位	調査箇所	調査内容	調査方法	備考
基礎部	基礎コンクリート	ひび割れ、欠損、腐食、その他の損傷	近接目視	
支柱本体	地際部	損傷、腐食	近接目視	腐食量が大きい場合は形状測定を実施
		腐食による減肉	板厚測定	超音波厚さ計使用
	支柱本体	損傷、腐食	近接目視(※1)	
	支柱本体継手部(ボルト接続部)	ボルトの損傷、緩み	近接目視(※1) 触診、打音検査	
	マンホール、ハンドボール等の開口部	開口部(溶接部)の割れ、損傷、腐食	近接目視	
		パッキン等の劣化による内部への浸水 蓋およびハンドル等の状態	近接目視	
昇降設備等の付帯設備	状況により判断	状況により判断		
照明塔上部	上部ステージ(管理用足場)	損傷、変形、	近接目視(※1)	
		異物の飛来等(※2)	近接目視(※1)	可能な場合は撤去
	灯具取り付け部	損傷、変形	近接目視(※1)	
		ボルトの緩み、脱落	近接目視(※1) 触診	
	ケーブル類	配線類の損傷	近接目視(※1)	
		サポートの損傷、変形	近接目視(※1)	
		防水の劣化、その他	近接目視(※1)	
	避雷針	損傷、変形	近接目視(※1)	
		取り付け状態	近接目視(※1)	
	その他設備	状況により判断	状況により判断	
その他	その他付属品等	状況により判断	状況により判断	

※1 接近しての目視調査とするが、接近が困難な場合は双眼鏡等による遠景目視とする。

※2 鳥獣の巣がある場合は、鳥獣保護法およびその他の危険により調査を実施できない場合がある。

4. 調査方法

・近接目視

接近して目視で状態を確認し、カメラ等により状態を記録する。

・遠景目視

双眼鏡、カメラ等で遠距離から状態を確認し、カメラ等により状態の記録をデータとして記録する。

・形状測定(腐食量の推定)

照明鉄塔支柱部の基礎部に腐食が見られた場合は、溶接ゲージ等を利用して損傷、腐食の深さを計測し記録する。

・板厚測定

超音波板厚計を使用して板厚を測定する。

測定は日本非破壊検査協会(JSNDI)認証技術者が実施する。

5.判断基準(参考)				
下表の処置は目安とし、最終的には処置については協議の上決定するものとする。				
対象部位	調査箇所	調査結果	ランク(※1)	処置
基礎部	基礎コンクリート	ひび割れ、欠損、腐食、その他の損傷	B	補修
支柱本体	地際部	損傷、腐食	B	補修
		腐食による減肉	B	補修
		重度な損傷、腐食、穴あき	A	強度検討
	支柱本体	軽度な損傷、腐食	B	補修
		重度な損傷、腐食、穴あき	A	強度検討
		塗膜、メッキ等の劣化	B	補修
		安定化ザビ(保護性さび)の劣化(※3)	—	次ページ参照
	支柱本体継手部 (ボルト接続部)	ボルトの損傷、緩み	C	補修、交換
		接続ボルトの折損、欠落	B	補修、交換
	マンホール、ハンドホール等の開口	開口部(溶接部)の割れ、損傷、腐食	B	補修
		内部への浸水	B	補修
	マンホール、ハンドホール等の開口	蓋およびハンドル等の損傷、欠損	B	補修
		状況により判断	—	—
部その他付帯設備	軽度な損傷、腐食、変形	B	補修	
その他付帯設備	重度な損傷、腐食、変形	A	強度検討	
照明塔 上部 (※2)	上部ステージ(管理)	異物の飛来等	C	異物の撤去
		軽度な損傷、腐食、変形	B	補修
		重度な損傷、腐食、変形	A	強度検討
	灯具取り付け部、ケーブル類	ボルトの緩み、脱落	B	補修、交換
		配線類の損傷、断線	B	補修、交換
		灯具の損傷、変形、取り付け不良	B	補修、交換
	避雷針	取り付けの緩み、軽度な損傷、腐食、変形	B	補修
		重度な損傷、腐食、変形	A	強度検討
	その他設備、付属品等	取り付けの緩み、損傷、腐食、変形	状況により判断	損傷ランクにより対応

※1評価ランク			
ランク	状態	備考	
A	危険な状態又はその可能性がある場合	専門家による強度確認や補修等の対応が必要。追加検査の実施を推奨	
B	劣化が進行している状態	安全な使用のためには補修が必要	
C	劣化が軽微な状態	経過観察又は即時対応できるレベル	
※2電気的な試験は含まない			

6. 安全遵守事項

(1) 第三者災害の防止

作業時はカラーコーンやロープ等で立入禁止区画を行い、第三者への災害防止に努める。

(2) 高所作業時の墜落防止

高さ2m以上の箇所で作業を行う場合、もしくは調査員が墜落するおそれのある場所では必ず安全帯を使用する。安全帯はフルハーネス型墜落制止用器具を使用する。墜落制止用器具のフックを掛けるのが困難な場合はクランプ等を使用する。

(3) 昇降梯子昇降時の墜落防止

3点支持での昇降とし、必要に応じてセイフティーブロックやスカイロックを使用する。また、荷物や工具類は電工袋またはリュックを使用し、手に持ったの昇降は行わない。

(4) 機材の落下防止

高所で使用する機材及び工具は落下防止用セイフティーコードを取り付けたものを使用する。

(5) 酸欠防止

鉄塔内に入るときには酸素濃度を測定して、規定以下の場合は換気等の対策を行う。

(6) 交通災害の防止

通勤時、移動時は交通ルールを遵守する。

通勤車両は適切な駐車場に止め、違法駐車とならないようにする。

運転免許証は常に常に携帯し、携帯し、運転手は行政処分中でない事。

7. その他注意事項

(1) 作業中に問題や異常が発生した場合は、事態の大小にかかわらず、速やかに担当者に連絡をすること。

(2) 急な天候の変化や地震などがあった場合は作業を即時中断して、担当者との協議の上で続行の可否を決定する。

(3) 強風（平均風速10m/s以上または瞬間最大風速20m/s以上）、雷の発生、突風および豪雨等の天候不良時は作業を中止する。

(4) 作業で発生したごみなどは放置せずに回収し、処分方法については担当者と相談して決定する。

(5) 不測の事態が発生した場合は、必ず客先担当に報告すること。

(6) 第三者とのトラブルが生じないようにする。トラブルが発生した場合は誠意をもって対処すると共に、速やかに監督員へ報告する。

(7) 作業員作業員の健康管理に留意し、体調に問題がある場合は従事させない。

別添 19

加圧給水ユニット保守点検業務仕様書

1. 総則

この仕様書は、委託者(以下「甲」という。)が行う千葉県総合スポーツセンター内、給水塔に付帯する加圧給水ユニットの保守点検作業基準を定めるものとする。

この業務委託における受託者(以下「乙」という。)は、この仕様書に基づいて業務を実施しなければならない。

2. 件名

千葉県総合スポーツセンター加圧給水ユニット保守点検業務委託

3. 施行場所

千葉市稲毛区天台町 323 千葉県総合スポーツセンター内給水塔

4. 関係書類の提出

乙は速やかに現場責任者を提出して、甲と業務の実施について十分に打合せを行うものとする。乙は作業が完了したときは随時作業報告書を提出し、甲の件さを受けるものとする。

5. 業務数量等

(1)加圧給水ユニット 機種;65BNVMD7.5A 1台 1回

(2)その他

①軽易な消耗部品等は点検業務に含む。また、消耗部品以外での場所で不具があった場合は、速やかに甲に届け出て指示を受けること。

②契約期間中に業務数量の増減、もしくは点検業務内容の変更が著しく変わった場合は、改めて甲と協議するものとする。

③契約期間中の体制は、24時間対応が可能な体制をとるものとする。また緊急対応の場合の(点検・整備)については、乙の負担とする。

6. 業務点検内容

メーカー点検報告書(別紙⑤-1)

作業日誌(別紙⑤-2)

[別紙⑤-1]									
点検報告書(F3100台数制御)									
御中									
御使用先 千葉県総合スポーツセンター									
住所 千葉県千葉市稲毛区天台町323									
立会者									
作業日 年 月 日					作業者				
要項 1/min m									
ユニット	型式				製造番号				
ポンプ	型式				製造番号	1号			
						2号			
						3号			
						4号			
						5号			
制御盤	型式				製造番号				

●ポンプ点検		記号説明 O:異常なし △要注意 x要修理 ー:該当なし						
点検項目	点検内容	点検状況					結果	
		1号	2号	3号	4号	5号		
全体	外観	水漏れ、発錆、破損、塗装剥離がないか確認						
	据付状態	機器固定部の緩みがないか確認						
	振動・異音	異常な振動・騒音がないか確認						
	回転方向	正常回転方向であるか確認						
	電圧	定格電圧の10%以内、アンバランス3%以内であるか測定確認	R-SV					
			S-TV					
			T-RV					
	電流	定格電流以内であるか測定確認	U A	U A	U A	U A	U A	
			U A	U A	U A	U A	U A	
			U A	U A	U A	U A	U A	
運転圧力	吐出し圧力測定確認	O MPa	O MPa	OMP a	OMP a	OMP a		
絶縁抵抗	1.0MΩ以上あるか測定確認	100 MΩ以上	100 MΩ以上	100 MΩ以上	100 MΩ以上	100 MΩ以上		

●ポンプ点検		記号説明 0:異常なし △:要注意 x:要修理 ー:該当なし						
点検項目	点検内容	点検状況					結果	
		1号	2号	3号	4号	5号		
ポンプ	軸封部	メタニカルシール:目に見える漏水がないか確認						
	軸受	異常音がないか確認	—	—	—	—	—	
電動機	フレーム温度	異常な温度でないか確認						
	軸受	異常音がないか確認						
附属品	仕切弁※	正常に開閉するか確認						
	逆止弁	正常に開閉するか確認(逆流がないこと)						
	ブート弁※	正常に開閉するか確認(落水がないこと)					—	
	フロースイッチ	正常に動作するか確認						
	フレキシブルパイプ	亀裂、損傷、水漏れの有無確認						
	冷却用電磁弁	正常に動作するか確認	1: -	2: -	3: -			
	圧力センサ	正常に動作するか確認						
	圧カタンク	規定封入圧力であるか測定確認 (不足の場合は補充)	補給前 Mpa		補給後 MPa			
	圧力計・連成計※	正常に表示するか確認					—	
防振架台※	防振ゴム等の位置、劣化状態の確認							
制御盤	ドイツブスイッチ	設定が正しいか確認						
	データ設定	設定値が正しいか確認						
	スイッチ作動点検	切替スイッチ等が正常に作動するか確認						
	表示	表示灯、リモコンが正常に表示するか確認						
	配線	配線の損傷、端子部、コネクタ部に緩み・異常がないか確認						
運転制御	始動圧力	測定確認					MPa	
	停止圧力	測定確認					MPa	
	少水量停止動作	正常に停止することを確認						
	追加・解列運転	正常に追加・解列するか確認						
	ローテーション運転	正常にローテーションするか確認						
	警報発報	正常に発報するか確認						
	故障代替運転	正常に切替るか確認						
	JESガード点検※	正常に発報するか確認					—	
注)※附属の場合 (F3100台数制御Rev. 2)								

音響設備保守点検業務仕様書

1 業務内容

千葉県総合スポーツセンター内の各施設の音響整備の安全管理保守のため、音響設備の保守点検業務を行うものとする。

2 対象施設

施設名	各室・揚所	備考
スポーツ科学センター	トレーニングルーム	
	トレーニングルーム(2)	
	第一研修室	
	第二研修室	
	第三研修室	
	第四研修室	
	多目的アリーナ	
硬式野球場	放送記録室	
陸上競技場	指令室	
第2陸上競技場	本部室	
武道館	第一道場	
	第二道場	
体育館	放送室	
底球場	役員室	
軟式野球場	A面(バックネット裏)	
	B面(バックネット裏)	
ソフトボール場	バックネット裏	
サッカーラグビー場	職員室	
宿泊研修所	大ホール	

3 点検後の報告書類

- (1) 全施設の放送設備図を平面図に記載し提出すること。
- (2) 全施設のマイクセット等の使用方法参考例を提出すること。
- (3) 全施設の音声調整卓の使用等方法が判る図面を提出すること。
- (4) 次の施設のワイヤレスマイクが使用できる範囲の判る図面を提出すること。
 - ①硬式野球場 ②陸上競技場 ③第2陸上競技場 ④庭球場 ⑤軟式野球場
 - ⑥ソフトボール場 ⑦サッカーラグビー場
- (5) 全施設の放送設備がわかる施設平面図に写真撮影箇所を網羅し提出すること。

4 点検事項

- 1) 各施設の放送設備機器が正常に動作することを確認すること。
- 2) 「2. 点検後の報告書類」に必要な事項を確認すること。
- 3) 軽微なコード等傷んだ箇所は修繕すること。

5 緊急時の処置

音響設備の異常動作等、原因不明の事態が発生した場合は、必要な処置を行うこと。

6 業務点検内容

保守点検業務委託(別紙⑥一1)

[別紙⑥-1]	千葉県総合スポーツセンター音響設備保守点検業務委託						
設置場所 :							
測定日 :	年	月	日				
天候 :							
測定者 :							
立会者 :							
測定機器名	形式	製造番号	製造年月	機器校正	測定レンジ	製造者名	
電池式絶縁抵抗計							
測定機器名	形式	製造番号	製造年月	機器校正	測定レンジ	製造者名	
電圧計							
施設名	アンプ	ワイヤレス ピンマイク	コードマスク 卓上マイク	ワイヤレス アンテナ	アンプ 設置場所	マイク 保管場所	備考
野球場							
機器名	製造者名	形式	動作状態 良・不良	配線状態 良・不良	備考		
放送用アンプ							
パワーアンプ							
ワイヤレスマスク1							
ワイヤレスマスク2							
ワイヤレスマスク3							
卓上マスク							
スピーカー絶縁測定・動作状況							
スピーカー設置場所	絶縁抵抗値 125Vレンジ	動作状態	配線状態	機器目視	備考		
	20MΩ	良・不良	良・不良	良・不良			
1階各室							
1階廊下・ホール							
1階室内練習場							
1階キップ売り場							
2階遊歩道							
屋外(右)							
屋外(左)							
内・外野スタンド							
ホーンA(L)							
ホーンB(L)							
ウーハー(L)							
ホーンA(R)							
ホーンB(R)							
ウーハー(R)							
モニター(L)							
モニター(R)							

別添 21

庭球場クラブハウス空調設備保守点検業務仕様書

1 業務内容

総合スポーツセンター庭球場クラブハウスに設置されている空調設備の保守点検を行う。
各空気調和設備を常時良好な状態に維持し円滑な運転使用ができるよう努める。また、安全かつ経済的運転を心掛け、故障等の早期発見・事故の未然防止に努める。

2 業務範囲

(1) 空調設備

電気ヒートポンプ式 室内機 11 台 室外機 1 台

(2) 設置個所

クラブ室、ミーティングルーム、男子更衣室、女子更衣室、2F ホール、1F ホール

3 点検項目

(1) 電気ヒートポンプ式

①冷媒漏洩検査②電気関係点検検査③各部点検検査④圧力、温度測定検査

(2) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律及び第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き（環境省 経済産業省）に基づき適正に点検を行う。

4 清掃

フィルター清掃とする。

5 点検日等

(1) 6月、10月とする。ただし、清掃については8月下旬、3月上旬とする。

(2) 上記(1)、(2)の他、適宜、法令に基づきフロン使用機器の簡易点検等を実施する。

6 報告書

点検結果は、報告書にまとめ保管する。

7 緊急時の処置

空調設備に異常が発生した場合には、速やかにこれに対処するものとする。